特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	被災者支援に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

池田町は、被災者支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

池田町長

公表日

令和7年6月2日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者支援に関する事務
②事務の概要	・災害発生時に住民個人に係る情報や世帯構成等を把握して、住民の安否確認を行う。災害対策基本法及び条例の規定に則り、被災者台帳を作成し、罹災証明書の発行や災害傷害見舞金の支給、災害援護資金の貸付を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①住民の確認 ②被災者情報の照会、提供
③システムの名称	1. 被災者支援システム 2. 宛名・住登外システム 3. 番号連携サーバ（団体内統合宛名システム） 4. 中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
（1）住民記録情報ファイル （2）固定資産家屋情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　第36の2項 災害対策基本法第90条の2，3，4等

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1）実施する 2）実施しない 3）未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務財政課
②所属長の役職名	総務財政課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒910-2512 福井県今立郡池田町稲荷第35号4番地 池田町役場　総務財政課 0778-44-8003

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒910-2512 福井県今立郡池田町稲荷第35号4番地 池田町役場　総務財政課 0778-44-8003

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[ ]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次のような対策を講じており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・ 人手を介在させる作業時には、複数人での確認を行う。 ・ 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管する。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅰ－5 ①部署 Ⅰ－7 特定個人情報の開示・	総務政策課	総務財政課	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ－5 ②所属長	総務政策課長	総務財政課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ－1、Ⅱ－2 いつ時点の計数か	平成27年9月30日	平成31年4月1日	事前	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策	－	（項目内容追加）	事後	
令和7年6月2日	Ⅱ－1、Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和3年6月1日	令和7年5月1日	事前	
令和7年6月2日	Ⅳ 8	－	十分である 次のような対策を講じており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・人手を介在させる作業時には、複数人での確認を行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管する。	事前	
令和7年6月2日	Ⅳ 11	－	3）権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる	事前	